



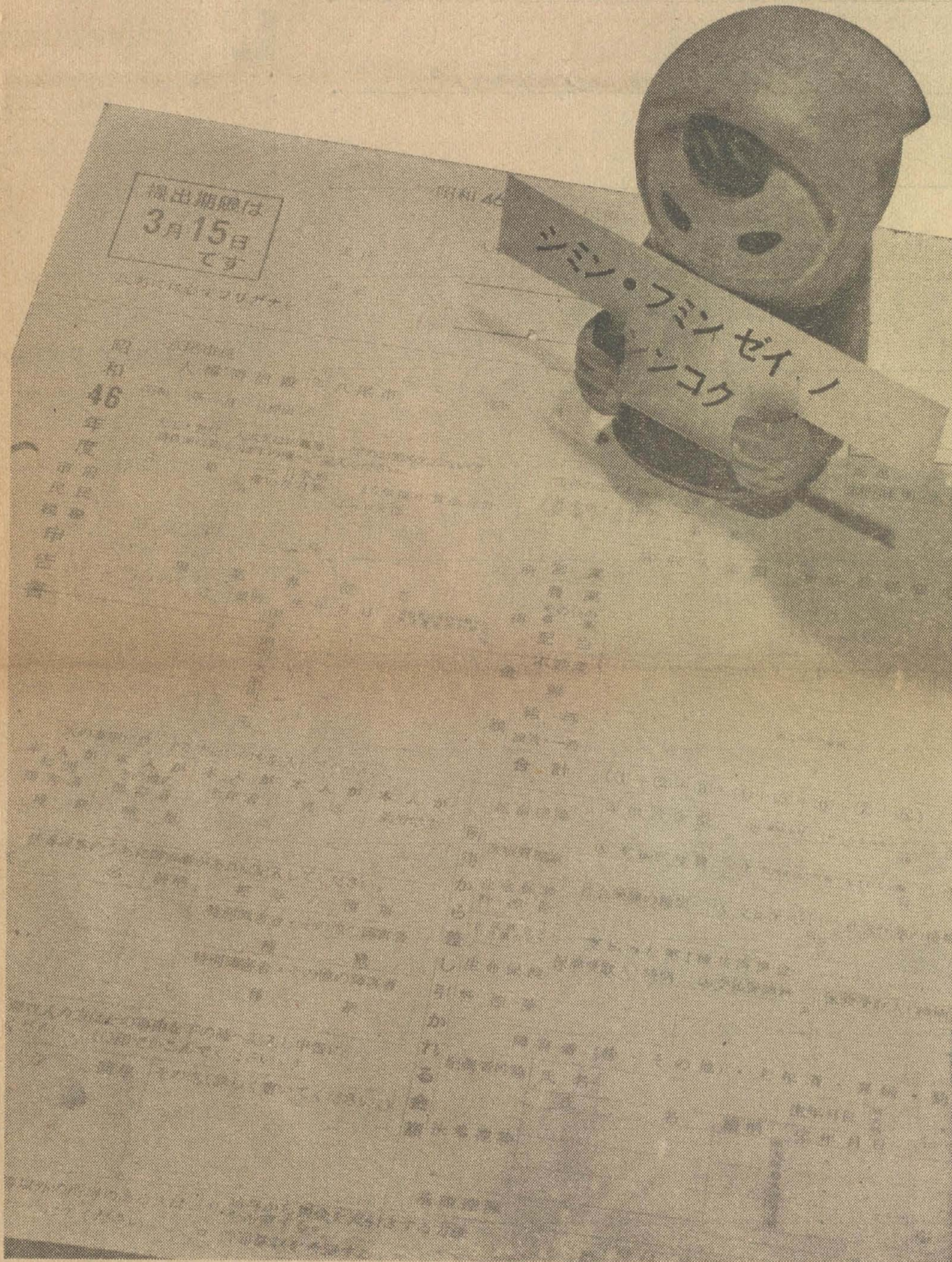
第426号
昭和46年2月20日
昭和24年10月10日第三種郵便物認可

やお市政だより

発行所 大阪府八尾市役所
八尾市本町1 TEL代03881
印刷所 サンケイ印刷株式会社

市民憲章 わたくしたち八尾市民は 1. 若い力をそだてましょう。1. あたたかい心でまじわりましょう。1. みどりのまちをつくりましょう。1. 文化財をたいせつにしましょう。1. 働くよろこびに生きましょう。

市の動き



市、府民税申告書の提出 は早めに……………

いま、市、府民税申告の受け付けを行なっています。申告の最終日は3月15日ですから忘れずに税務課へ申告してください。

申告期日が近づきますと、受付場所がたいへん混雑して、みなさんにご迷惑をおかけすることがありますので、できるだけ早めに提出してください。

申告をしなければならない人

▽ことし1月1日現在、八尾市内に住所のある人で

(1) 前年中(45年1月1日から45年12月31日まで)に所得のあった人のうち

◎営業、農業、その他の事業、配当、不動産雑及び譲渡所得等のあった人で、税務署に確定申告書を提出されない人

(2) 給与所得者で、給与支払報告書を勤務先から提出された人のうち

◎給与所得のほかに「地代、家賃、配当」など給与以外の所得があり、その分を税務署に確定申告されない人

(所得税においては、通常給与所得以外の所得が5万円に満たないときは、確定申告する必要がありませんが、市民税・府民税について申告しなければなりません)

◎雑損控除または医療費控除を受けようとする人

(3) 所得税で配当所得の源泉分離課税の適用を受けられる場合でも市民税・府民税においては総合課税の対象となりますので申告してください

▽45年1月1日現在、八尾市内に住所を有しないが、事務所・事業所または家屋敷を有する人

・お願い一前年中に学生、家事、病気で無職、無収入の人でも申告にご協力ください。

休日の申告受付

申告の受け付けは次の日に限り休日でも行ないます。

と き	と こ ろ
3月7日(日) 午前9時30分から 午後5時まで	市役所税務課 山本、久宝寺、志紀、 曙川、竜華の各出張所 安中隣保館
3月14日(日) 午前9時30分から 午後5時まで	市役所税務課 南高安、大正、高安、 竹洲、西郡の各出張所

☆出張所の受付日以外はおめんどろですが、直接市役所税務課へご持参ください
☆申告用紙が今月中に届かないときは、税務課か出張所へ申し出てください

八尾市議会議員・八尾市長選挙に立候補される方へ

昭和46年4月25日執行を予定されている八尾市議会議員及び八尾市長選挙に立候補される方は、次により立候補に関する説明会を開催しますからご出席ください。

なお、当日立候補に必要な関係諸用紙をお



渡しいただきますから必ず印鑑を持参してください。

▽ とき 昭和46年3月13日(土) 午後2時

▽ ところ 八尾市本町1丁目1番1号

市役所市民ホール(2階)

やお市政だより

第426号

2

昭和46年2月20日

市の行事

2/26 (金)

- ★家児 ★身障
- ★危険物取扱主任者研修会 13.30~16.00 春日町クリーニング会館

★3種混合予防接種 13.30~15.00 八尾小
★地籍調査結果の閲覧 (3月8日まで) 市民ホール

27 (土)

★春の火災予防運動 (3月13日まで)

28 (日)

3/1 (月)

- ★防災の日
- ★家児 ★心配

★種とうの接種 13.30~15.00 山本幼
★固定資産課税台帳の縦覧 (3月20日まで) 市民ホール・税務課

2 (火)

- ★家児 ★交通 ★青少
- ★出張献血 10.00~15.00 市立病院
- ★不用犬の引き取り 9.00~15.00 八尾保健所

★郷土史講座 18.00~20.00 労働会館 (山本)
★危険物運搬車両街頭取締り 9.00~12.00 外環状線

3 (水)

- ★桃の節句
- ★家児 ★結婚 ★

★種とうの接種 13.30~15.00 八尾幼 桂幼

4 (木)

- ★家児 ★法律 ★青少

★種とうの接種 13.30~15.00 曙川幼

5 (金)

- ★少年を守る日
- ★家児 ★身障
- ★府の巡回交通相談 10.00~16.00 市民相談室

★種とうの接種 13.30~15.00 志紀幼
★種とうの判定 13.30~15.00 山本幼

6 (土)

7 (日)

8 (月)

- ★家児 ★心配 ★行政

★種とうの判定 13.30~15.00 曙川幼、八尾幼、桂幼

9 (火)

- ★家児 ★交通 ★青少
- ★不用犬の引き取り 9.00~15.00 八尾保健所
- ★郷土史講座 18.00~20.00 労働会館 (山本)

★ツベルクリンの接種 9.15~11.00 八尾保健所
★種とうの判定 13.30~15.00 志紀幼

10 (水)

- ★家児 ★結婚

★みなさんの近くで起こった善意・善行・伝統的行事がありましたら市広報係まで (TEL91-3881)

●固定資産課税台帳の縦覧 (3月1日~20日)



固定資産課税台帳を3月1日から20日まで縦覧していただきますので、固定資産 (土地、家屋、償却資産) をお持ちの方、その家族、納税管理人など関係者は縦覧におこしください。

この縦覧は固定資産課税台帳に登録された価格などをお知らせするもので、昭和46年度の土地、家屋の評価額は、地目の変換、家屋の改築または損壊など特別

の事情のないかぎり、昭和45年度と変わりません。

☆縦覧期間 昭和46年 3月1日 から 20日まで毎日 (日曜は除く、土曜日は午前9時~12時、平日は午前9時~午後5時)

☆縦覧場所 土地、家屋課税台帳の縦覧は市役所市民ホール一階で、償却資産課税台帳の縦覧は税務課庶務係で行ないます。



《心身障害者扶養共済制度》

3級以上の身体障害者や精神薄弱者を扶養している方が、毎月掛金を積立ててゆくと、1万一のとき残された障害者が一生生涯2万円の年金が支給される心身障害者扶養共済制度が実施されています。

原則として45歳以上の方は加入できませんが、1年間にかぎり、45歳以上65歳未満の方でも、一定の条件で加入できます。

この期限が3月31日で終わりますので、加入を希望される方は福祉事務所 (光南町1丁目福祉会館内) へお申込みください。



《地籍調査の結果の閲覧》

44年度におこないました地籍調査 (地番、地目、境界、面積の調査や所有者の確認) の結果を閲覧していただきます。

該当する地域の方は、ぜひ期間中に閲覧しましょう。

☆閲覧期間 3月8日 (月) まで ただし 2月25日 (木) は除きます。

午前9時から12時まで 午後1時から5時まで (土曜日は午前中)

☆ところ 市民ホール3階 (市役所円形建物)

☆該当する地域 山賀町1丁目~6丁目、1泉町1丁目、楠根町1丁目~5丁目、宮町3~4丁目と5丁目・6丁目の一部、美園町2丁目、萱振町7丁目の一部

くわしいことは、管理課地籍調査係 (電91-3881内線257) へ



《おはようサイクリング》

早朝の新鮮な空気と太陽のもと、久宝寺緑地を思いきり自転車で走りまわる『おはようサイクリング』を開きます。

☆内容 ラジオ体操、自転車の点検・整備と安全な乗車指導、自転車のゲームその他

☆期間 3月21日~11月21日までの毎日曜日 (7月8月は除く) 午前7時~8時

☆申込み 毎日曜日久宝寺緑地で
なお、初回参加者には全員に記念バッヂが10回、20回皆・精勤者には賞が贈られます。

身障 = 身体障害者相談 心配 = 心配ごと相談 結婚 = 結婚相談 いずれも13時~16時 福祉会館で

家児 = 家庭児童相談 10時~16時 福祉会館で

青少 = 青少年愛護相談 9時~17時 教育センターで

交通 = 交通相談 法律 = 法律相談

行政 = 行政相談 いずれも13時~16時 市民相談室で

お知らせ

●講座のこと

電92-5875

■成人学級の講座生を募集します

公民館では、来年度（4月から1年間）の成人学級の講座生を募集します

☆申込み資格 15歳以上の市内在住者または、在勤者（学歴・性別は問いません）

☆申込み受付 3月25日（木）26日（金）の午前10時から午後6時30分まで、公民館で受け付けます

期間中でも、定員に達したときは締切りとなります。申込み用紙は、当月公民館で準備しています

☆費用 受講料はいりませんが、材料費、テキスト代等の実費を負担していただく科目があります

また、1科目につき運営費 100円（茶話会費等）をご用意ください

成人学級＝ママさん英会話（月曜午前10時）染色工芸（月曜午後1時）華道（月曜午後6時）詩吟（火曜午後6時）器楽（火曜午後6時）手芸（木曜午後1時）書道かなの部

（第1、第3 水曜 午後6時）書道漢字の部（第2、第4 水曜午後6時）ペン習字（水曜午後6時）ママさん コーラス（木曜 午前10時）絵画（木曜午後6時）写真（第1、第3 木曜午後6時）フラワーデザイン（金曜午後1時）英会話（金曜午後6時）俳画（第1、第3 土曜午後1時）定員はいずれも40名。ただし写真は30名

専門講座＝文学、生活の科学、心の科学（いずれも毎月1回）定員は50名

通信教室＝短歌、俳句（いずれも年20回）定員は50名

市民大学＝成人コース、婦人コース（年間20回）定員は50名



●標語のこと

電92-2281

■防火意識を高める「防火標語」を募集します

消防署、火災予防協会では「防火標語」を募集します。

防火の大切さをうたえ、防火意識を高める、平易で覚えやすい標語をお寄せください。

（例）「小さな火 小さな油断が火事を呼ぶ。」「灰にすな 汗で染えた八尾のまち。」

☆応募の資格 市内に居住または勤務（通学）している方

☆応募の方法 官製はがき1枚に1句を書いて、住所、氏名、年齢、勤務先（学校）を明記してください

☆送り先 栄町2丁目3番10号（〒581）消防本部予防課

☆期間 昭和46年2月28日（日）から3月31日（水）まで

☆発表 6月20日 当市政だより、消防本部・署、志紀・山本消防出張所掲示板 入賞者には各人に通知します

☆賞 1位＝1名 賞金10,000円 2位＝3名 賞金5,000円 佳作＝若干名なお、入賞標語の著作権は、主催者側に帰属します



●裁判のこと

電91-3881 内線 203

■弁護士の手数料などにお困りの方に裁判費用を立て替えています

裁判には、弁護士の手数料などいろいろな費用がかかりますが、費用に困って裁判を受けられない方のために、法律扶助協会（北区若松町8）では裁判費用を立て替えています。

法律扶助協会では、民事事件について扶助の申込みを受けると、依頼者が本当に費用にお困りかどうか、勝訴の見込みがあるかを調査します。

扶助することに決まると、弁護士会に弁護

士を推薦してもらい、弁護士に裁判費用や手数料を依頼者のために立替えて支払います。

事件が解決すると、依頼者は協会から受けた金銭を一時にまた、事情によっては分割して協会に返すしくみです。



●接種のこと

電91-3881 内線 246

■小・中学校入学児の痘症予防接種を行なっています

ことし4月に小・中学校に入学される児童の痘症接種を行なっています。

なお、カゼをひいたり、熱のある人、病気で衰弱している人は受けないでください。

＜日程＞

接種	判定	実施校	接種会場
3月1日	5日	東山本小	山本幼
		山本小・幼	山本幼
		北山本小・幼	山本幼
3日	8日	用和小・幼	八尾幼
		八尾小・幼	八尾幼
		長池小・幼	桂 幼
		桂 小・幼	桂 幼

4日	8日	曙川小・幼	曙川幼
		高美小・幼	曙川幼
5日	9日	志紀小・幼	志紀幼
11日	15日	久宝寺小・幼	久宝寺幼
		安中小・幼	安中幼
12日	16日	南山本小・幼	南山本幼
		南高安小・幼	南高安幼

時はいずれも午後1時30分から3時まで



●税金のこと

電92-1251

■所得税の確定申告は3月15日までです

所得税の確定申告は3月15日までです。期限まじかになると、窓口が大変混雑しますので、なるべく早めにお越しください。

＜申告書の書き方＞

①申告用紙は、税務署の申告用紙を使用してください。

②申告書と申告書控を持参していただくと申告書控に受付印を押印して申告受付書に代用しますので、できるだけ控をもってきてください。

③源泉還付申告書は期限まじかになると、お返しするのが遅れることがありますから、できるだけ、2月中に提出してください。

④振替納税を利用している方は、自分で納税しないようしてください。

また、納税額に見合う預金があるかどうか

確認してください。

⑤申告書の氏名には、必ずカタカナでふりがなをつけてください。

＜税務所が移転しています＞

八尾税務所が2月15日から新庁舎（市役所前のもとの場所）へ移転していますので、ご注意ください。

＜所得税確定申告の納税相談＞

八尾納税協会・自主申告指導会本部（商工会議所内）商工会議所では、無料税務相談窓口を開いていますのでご利用ください。



●自動車のこと

電91-3881 内線 225

■軽自動車などの廃車、車籍の移転は必ず申告しましょう

軽自動車や原動機付自転車が使えなくなつて放置したり、友人や、スクラップとして廃品回収業者に売却するとき、または他市へ転出されるときは、必ずつぎの申告が必要です

＜原動機付自転車（125ccまで）＞

☆廃車するとき プレート、販売証明書（または申告済証）印鑑を持参のうえ税務課へ

☆車籍の移転するとき 廃車の申告と同時に廃車証明書の交付を受け、移転先の市町村へ申告してください

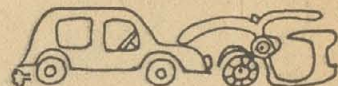
＜軽自動車＞

軽自動車税納税証明書（市税務課で交付）軽自動車届出済証、ナンバープレート、印鑑

を持参のうえ、府陸軍事務所（寝屋川市高宮885-1）へ廃車申告してください。

プレートを紛失されたときは、印鑑証明が必要です。

なお、軽自動車税納付のときにお渡ししていた納税マークは、昭和46年度から廃止します。



●恩給のこと

電91-0090

■障害年金・障害一時金等の支給対象が拡大されました

「戦傷病者・戦没者遺族等援護法」と「恩給法」の一部が改正され、支給対象者等が拡大されました。

＜障害年金、障害一時金＞

軍人、軍属、準軍属であった人に支給される障害年金、障害一時金の支給対象者。

①軍属と準軍属の「本来公務」による障害年金、障害一時金

（改正前） 恩給法別表の第3款症まで（改正後） 恩給法別表の第5款症まで

②軍人、軍属の戦地、事変地での「みなし公務」による障害年金、障害一時金

（改正前） 恩給法別表の第6項症まで（改正後） 恩給法別表の第3款症まで

＜扶養加給＞

加給対象者の拡大（改正前） 恩給法別表の特別項症から第6項までと、第1款症の障害者

（改正後） 恩給法別表の第2款症から第5款症まで。

ただし、配偶者のみの扶養加給です。】

＜満州開拓青年義勇隊員（準軍属）＞

障害年金、障害一時金の支給対象（改正前） 昭和20年8月9日以後の受

傷り病者のみ（改正後） 昭和16年12月8日から昭和20年8月8日までに、軍事の業務上、受

傷り病した方にも、障害年金、障害一時金、遺族給

与金、弔慰金が支給されます。

＜遺族一後金＞

昭和12年7月7日（日華事変開始日）以後の公務上の傷病に併発した傷病で、傷病を受けた準軍属であった期間内、またはその経過後4年以内（厚生大臣の指定する疾病については8年）に死亡した準軍属の遺族に遺族一時金が支給されます。

☆厚生大臣の指定する疾病＝結核性疾患、精神病、原子爆弾の傷害作用による疾病

☆遺族一時金の額 7万円（現金）

＜遺族年金等の支給の特例＞

これまでは、軍人・軍属が故意または重大な過失で傷病にかかり、この傷病で死亡したときは、遺族年金等が支給されないことになっていましたが、事変地・戦地勤務の軍人・軍属が故意または重大な過失で事変地・戦地の在職期間中に死亡されたときには、その遺族に遺族年金、弔慰金が支給されます。

ただし、戦後の大赦令で赦免の対象にならなかった犯罪行為に関連することが明らかなき場合は除外されます。

期間は昭和45年10月1日から7年間で



市民のページ

郷土の歴史をたずねて



八尾の古墳

—その5— ●沢井浩三（郷土史家）

●心合寺山（しんごうじやま）古墳

大竹の西方、標高30mの所ある。南面の環濠式前方後円墳で、5世紀頃の中期古墳に属し、全長130m、後円部の高さ11m、直径47m、周囲に大きな濠をめぐらした壮大なもので、多数の埴輪破片や礫石がみられることから、古墳の表面には、小石を葺きならべ、家型などの埴輪が立てられていたと考えられる。

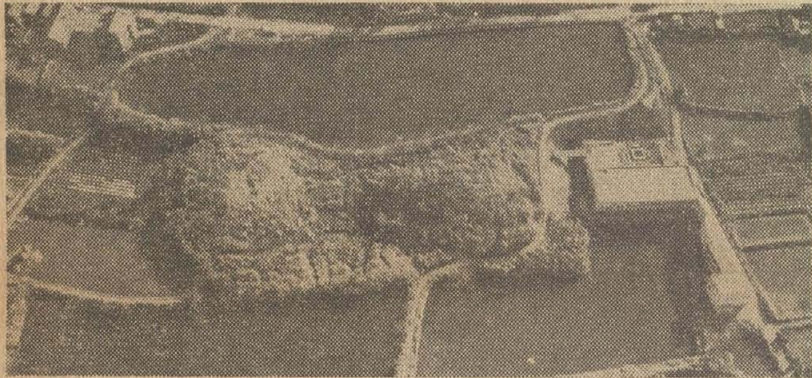
この種の古墳としては、中河内唯一の遺跡であり、また府下における北限のものといわれる。

等高線に沿って作られているので、周囲の濠は、南北の両端2カ所で堤をもって区切られ、東側と西側の濠の水位が保たれている。江戸時代に早く後円部に観音堂が建てられ

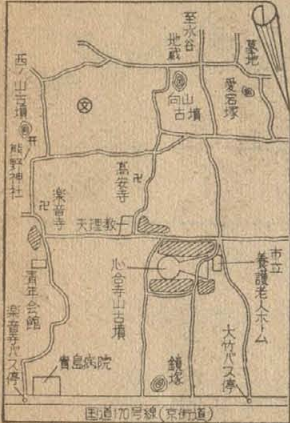
ていたことがあり、後円部の中央部はかなりこわされている。

この地域には、前期の向山古墳を上方に、後期の愛宕塚がその近くにあり、また下方には鏡塚があって、前、中、後期の全期にわたる一連の古墳群をなしている。これらがこの地の豪族玉祖連の祖大荒木命の墓とも伝えられ、東方山麓に玉祖神社が勧請されていることから、玉祖部の伴造（とものみやつこ）としての玉造氏の先祖の古墳群として、これら有力豪族の権勢を示す遺跡であろう。

昭和40年3月国に買い上げられて、いま国の史跡に指定されて保存をうけることとなった。入口に史跡心合寺山古墳の大きな標柱が建てられてあり、また前方部のすぐ前の池の部分に出る所に、老人ホームが設けられている。（つづく）



写真（上）心合寺山古墳



河内弁

その5

●河内弁の細かい特徴について



おとつー…昨日、おととい
おしまい…夕方のおいさつ
おかくれ…死んだ人
おさぎ…うさぎ
おむつ…おしめ
おひつ…めしひつ
おぼん…祖母
おじやん…祖父
おかん…母
おれ…自分
おかい…かゆ
乳母（おんば）…うば
おます…物の存在を表わしたり、自分の行動などを否定するときに使うことば、（ここにおまっせ、そんなことおまへん…など）
かざ…おい
がっそ…散髪をしないために髪の毛がのびている頭
かいる…蛙（かえる）
かんてき…七輪
かました…かまど
きさんじ…明朗、快活
きびしょ…急須
（つづく）

中河内郡誌にみる昔の郷土行事

《3月の行事》

3月3日〈上巳（じょうし）〉

陰暦3月3日、この日を節句と称し、桃花を酒に浸けたるを汲めば、疫疾を除き顔色を美にすといふ。また、雛祭（ひなまつり）とて女子ある家には、雛人形、小さき調度などを壇上に飾り、酒及び餅を供ふ。即ち紅、白、緑の3色の餅を菱形に切りたる菱餅（ひしもち）、白酒などなり（中河内郡誌より）
☆「ひなまつり」は、上巳の節句とも弥生の節句ともいい、古く平安時代から「ひいなまつり」と呼ばれ、盛んに行なわれました。

上巳の節句というのは、旧暦の3月3日が12支の上の巳の日なのでこう呼んだもので、古来中国では重三（ちょうさん、3月3日）または上巳（3月初めの巳の日）に、水辺に

出て袂（はらい）を行なう風習があり、そのさい、川原で飲食をし、文人は詩を作って楽しみました。

平安時代に行なわれたのは、紙で人の形を作り、この「ひとがた」でからだをなで、これに身のけがれを負わせて海や川に流すというものでした。

この厄払い（やくばらい）の身代わり人形と、飾って遊んだりする人形とが結びついて雛人形となり、雛まつりとなったもので、室町時代の末期ごろから3月3日に「ひな」を飾って行なう行事が生まれました。

今日のような形式になったのは、江戸時代の始めごろからで、雛も15人揃いとなり、雛の調度も婚礼の調度を模して豪華なものになったのです。

3月18日〈彼岸（ひがん）〉

18日より1週間のあいだ、諸寺院仏事を修し説教等をなす。このあいだ、老若男女参詣殊に多し。また、彼岸のお茶の子と称して、団子、牡丹餅（ぼたんもち）などを作りてこれを仏壇に供へ、親戚知己（しんせきちき）のあいだに贈答す。（中河内郡誌より）
☆「暑さ寒さも彼岸まで」というように、だんだん暖かくなります。

お彼岸は、正しくは彼岸会（ひがんえ）といい、春分、秋分を中にはさむ春秋の7日間に行なう法事をいいます。この期間中、寺院は仏事を行ない、信者はお寺や祖先の墓参りをし、仏壇に彼岸だんごやぼたもちを供えたりします。

いなかでは、彼岸ごもりといって、彼岸の中日に山登りをするとこももあります。



●文化財を守ってください、と火災予防協会が消火器を贈りました

1月22日、八尾火災予防協会（谷口安吉会長）では、文化財防火デー（1月26日）に先立って重要文化財や府重要美術品を所有している市内5つの寺社に粉末万能消火器を各2本ずつ贈った。

これは、由緒ある大事な文化財や美術品をいつまでも安全に保存していただくために贈ったもの。

この日、贈られたのは、恩智の感応院（森田隆城住職 重要文化財の木像十一面観音像）神立の玉祖神社（津村孝次宮司 府重要美術品の男女神像、重要文化財の北条時政の制札）垣内の善光寺（桜井猛静住職 府顕彰

天然記念物のくす）植松町の淡川神社（吉村通孝宮司 府顕彰天然記念物のくす）太子堂の勝軍寺（奥野俊雄住職）の5寺社。

感応院では、十一面観音像の前で谷口会長と岡田消防長から森田住職に手渡され、森田住職は、「これまで大型消火器3本を用意していましたが、この2本で万全を期すことができます。大事な文化財をお預りしている以上、絶対、火は出しません。ありがとうございます。」と話していた。

また、消防本部は、25、26の両日、この5寺社の立入り検査を行なったが、消火器の配置が悪く、適正配置をするよう注意した。

市民のページ

「ドロボー、がふえています!!」 戸締まりはじゅうぶんか、いま一度点検しましょう

犯罪のなかで、目立たないけれども、その被害を受けた人は大変な数にのぼるだろうと思われるのが「ドロボー」です。

市内でも、昨年1年間、被害届けのあったものだけで2,000件を越え、一昨年より430件もふえています。

ドロボーの手口のなかで、一番多いのは、留守家庭をねらう「あきす」です。そのため八尾警察・防犯協議会では、あきす犯罪の予防と、犯人の検挙に重点をおき、いろいろ工夫をこらして、体制の強化につとめています。

みなさんご家庭でも、たいせつな財産を守るために、戸締まりの強化などを、常に心がけていただきたいものです。

■早くできるものから実行しましょう

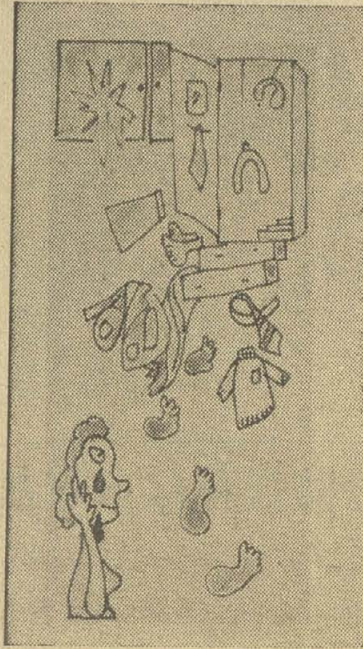
1、出入り口やガラス窓など、個々について、種類の違った錠前2個を、左右上下に、工夫して取り付けてください。(これは、ドロボーが家にはいるのに、時間がかかるのを嫌うため、効果が大きいのです)

2、玄関の出入り口戸には、必ずシリンダー錠前を取り付けてください。(この錠前は



自動車のキーのようにぎざぎざが多いため、合かぎが合わず、もっとも丈夫です)

3、ガラス窓だけでは、簡単に破って中に



はいるので、外側に必ず、雨戸かまたは鉄のこうしなどを取り付けるようにしてください

4、留守にするときは、裏や2階の出入り

口、窓にもしっかりと錠前をかけ、隣り近所によく頼んでおきましょう。

5、知らない人が、玄関先をのぞいたり、家のまわりをうろうろしているときは、進んで声をかけ、用件を聞くようにしましょう。(声をかけるだけで予防の効果があるし、案外、中学生ぐらいの少年のドロボーも多いので、注意する必要があります)

6、隣り近所で話し合い、防犯ベル(電化防犯)を取り付けると、効果は抜群です。(ドロボーは、音や光に弱く、すぐ逃げるのが過去の例です)

■みんなで力を合わせて対策を考えましょう

完全な戸締まりの励行や、隣り近所が互いに協力しあうことによって「あきす」などを防ぐことができます。どんなに用心してもしすぎることはありません。予防を強化し、明るく住みよい家庭や町をつくるためには、民衆が力を合わせ、一体となって取り組むことがたいせつなのです。

この人

エンゼル
学級の
角田礼三さん



●し体不自由児たちの人間性を尊重して

「一体、このこどもたちにとって教育とは何なのだろう。このこどもたちを教育することなど、はたして可能なのだろうか」と自問自答する毎日が続きました。

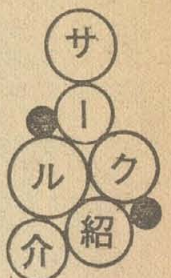
し体不自由児訓練所(光南町1丁目)の角田礼三主任(34歳)は44年6月、し体不自由児学級が開設された当時をこのように話してくださいました。

こども好きの角田さんは、高校時代から各方面のこども会の世話役をしてこられました。大学で児童心理学・教育心理学を研究され、特に身体障害児の問題に興味を持たれたのが、この道に進むきっかけになりました。

44年6月、成法中学校の分教室として開設されたし体不自由児学級の教諭に迎えられたとき、14名の入級希望者を入れたものの、角田先生のほかは、1人の保母さんがいただけでした。

こどもたちの大部分は脳性マヒであるため運動機能障害、言語障害をともなった重度のし体不自由で、排泄や、食事、衣服の着脱も1人でできないこどもたちで、おたがいの意志も満足に伝えられない状態でした。「しかし、入級してくるこどもたちには、教育の不可能なこどもはひとりもないのだ。重症の身障児に、人間として生きていることの喜びを少しでも教えてやり、排泄や食事衣服の着脱など「人間の生きざま」を教えることが、この子たちの人間性の尊重なんだという信念で、これまで訓練を続けてきました。と、これまでの訓練ぶりを話してくださいました。

「重症児でもこんなことができるんだということを発見したらこどもたちがもっている発達の可能性を信じないではいられません」と身障児への愛情を話しておられました。



俳画
クラブ

●季節に合った題材を選んでいきます

毎日第2、第4土曜日になると、教育センター(清水町)の一室で「俳画クラブ」の部員たちが練習に励んでいます。

いつも練習にかけつける15名あまりの部員のうち、男性は2名だけで、残り全員が女性です。

この俳画クラブでは、初心者はずり紙にすみ絵を書く練習から始めます。

これができるようになると、色紙を使ってすみ絵を書いたり、鉛筆でデッサンしたあと日本画の顔料で赤、青など色塗とする練習をします。

なかには、絹地に美しい絵を描き、ひょうそうして、かけ軸や額を作っている部員もみられます。

このクラブで描く俳画は、そのおりの季節にあった題材を選んでいきます。

いま部員たちは「おひなさん」と「梅にと

まるうぐいす」を製作中です。

部員たちに入部の理由を聞くと、若い人は「絵はあとに残るものですし、人の愚口でも言っている暇に、自分の好きな絵が描ける」と言い、お年寄りも「老後の楽しみに」と言われます。

この俳画の趣味のおかげで、昨年末の年賀状を俳画で書くことができたとのこと。

「俳画クラブ」は昭和42年4月に発足しましたが、公民館俳画講座の出身者が集まって結成したため、部員は講座出身者がほとんどです。しかしこれからは本当に俳画をやってみたいと思っておられる方ならどんどん入部してもらいたいとのこと。

練習は毎月第2、第4土曜日の午後2時間、部費は1ヵ月200円です。



やお市政だより

第426号

6

昭和46年2月20日

市民のページ

電話アンケート

(5)

《テーマ》

保健衛生

モシモシオタツネシマス



恐ろしい伝染病を予防するために予防接種やねずみやカ・ハエを駆除する運動等が行なわれています。とくに予防接種は事故防止のため、予診と問診表によるチェックシステムが採用されることになりました。

これらの健康を守る事業が市民のみなさんにどのように浸透しているか保健衛生問題をとり上げてみました。

今回の電話アンケートにご協力いただきました世帯は事業所、会社、不在の世帯をのぞき、約103世帯でした。

問1) 市では、インフルエンザ、種痘など各種の予防接種を行っていますが、このことをご存知ですか

- ①知っている……93 (90.3%)
- ②知らない……6 (5.8%)
- ③わからない……4 (3.9%)

問2) 問3)は、問1)で知っているか答えたと、問4)は、問3)で受けた、一部受けたと答えた人についての質問です

問2) 市の予防接種をどのような方法で知りましたか

- ①市政だより……63 (67.7%)
- ②日刊紙……5 (5.4%)
- ③広報車によるP.R.……10 (10.8%)
- ④その他……15 (16.1%)

問3) これまでに実施された予防接種で、あなたが該当されているものはすべて受けられましたか

- ①受けた……39 (41.9%)
- ②一部受けた……33 (35.5%)
- ③まったく受けていない……21 (22.6%)

問4) 予防接種のあと、何か異常を感じたことがありますか

- ①感じたことがある……11 (15.3%)
- ②感じたことはない……59 (81.9%)
- ③わからない……2 (2.8%)

問5) その後の処置は、どのようにされましたか

- ①すぐ市衛生課へ連絡した……0
- ②病院等で診察を受けた……4 (36.3%)
- ③放っておいた……5 (45.5%)
- ④その他……2 (18.2%)

問6) これからの予防接種は、すべて、予診と問診を行ってから実施することになりましたが、このことをご存知ですか

- ①知っている……52 (50.5%)
- ②知らない……44 (42.7%)
- ③わからない……7 (6.8%)

問7) お宅では、犬を飼っていらっしゃいますか

- ①飼っている……28 (27.2%)
- ②飼っていない……75 (72.8%)

問8) 問7)で飼っていると答えた人に、フンの処理はどのようにされていますか

- ①ゴミ箱へ捨てる……9 (32.1%)
- ②トイレへ捨てる……6 (21.4%)
- ③まとめて焼却する……1 (3.6%)
- ④その他……12 (42.9%)

問9) ねずみ駆除の対策は、どのようにされていますか

- ①市衛生課でできる「ねずみ駆除月間」に退治している……32 (31.1%)
- ②地区ぐるみで退治している……15 (14.6%)
- ③個人で何らかの殺虫剤を用いている……21 (20.4%)

予防接種は市政だよりで知る 67.7%

④別に何もしていない……35 (33.9%)

問10) カヤハエの駆除対策はどのようにされていますか

①地区ぐるみで折りづる運動を行なっている……18 (17.5%)

②そのつど殺虫剤で退治している……70 (67.9%)

③その他……7 (6.8%)

④何もしていない……8 (7.8%)

■予防接種は「市政だより」で知るが7割

市が、インフルエンザ・種痘など各種の予防接種をしていることを知っている人は90%で、大部分の人が予防接種を市が行っていることを知っています。

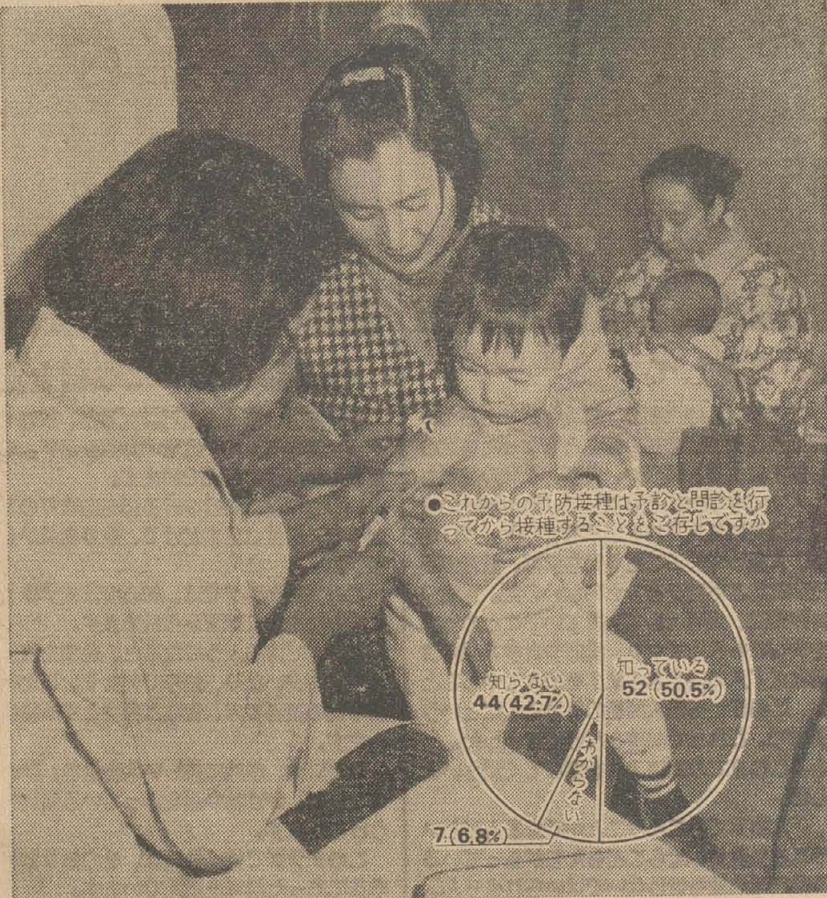
また、この予防接種をどのような方法で知ったかについては、7割近い人が「市政だより」でと答えています。

また、広報車でP.R.にまわっているのは知っているが、内容が聞きとりにくいという意見が多くありました。

■予防接種のあと「異常を感じた」は15%です

これまでの予防接種（インフルエンザ・生ワクチン・日本脳炎・種痘・3種混合）で、強制接種の種痘と任意接種を含めて、一度でも受けたことがあるが77.4%あり、ことものいない場合でも、任意接種を受けている家庭が多いとみられます。

また、予防接種を受けたあと、体に異常を感じたことがありますかには、大部分の人は「異常がなかった」と答えています。15%



の人が、微熱、発しんなど何らかの異常をうったえています。

その後の処置については、病院等で手当てを受けた、放っておいたに、ほぼ二分されますが、市の衛生課へ連絡した人がまったくありませんでした。

衛生課では今後このようなことがあれば、病院等で診察を受けるとともに、市へ連絡していただくよう望んでいます。

■半数が予診と問診が行なわれることを知っています

接種による事故防止のため、これからの予防接種には、すべて予診と問診を行ってから接種することになりましたが、このことを「知っている」「知らない」はほぼ同数でした。

予診と問診がおこなわれるようになったのはごく最近のことですが、「知っている」が50%もあったのは、児童、生徒を通じて学校から家庭へ知られるとともに、市政だより日刊紙でP.R.がいき届いているものと思われる。

■犬のフンを衛生的に処理しているのは、わずか25%です

犬を飼っている家庭は27%にものぼりますが、このうち、フンをトイレに捨てるか、まとめて焼却するなど、衛生的に処理している家庭はわずか25%でした。

大部分はあき地や田んぼへ捨てたり、消毒せずにゴミ箱へ捨てています。

■ねずみ退治に「駆除月間を利用している」は3割強

ねずみは地区ぐるみで退治しなければ効果がありませんが、駆除月間を利用したり、地区ぐるみで退治している家庭が4割強ありました。

今後も、地区ぐるみでねずみ退治をする家庭がふえることが望まれます。

■カヤハエはそのつど退治するが大半です

カヤハエも地区ぐるみで退治すれば効果をあげることがありますが、個人的にそのつど退治するが7割近くもありました。

(写真3種混合予防接種風景)

電話アンケート

電話アンケートは市民のみなさんの声を市政に反映させる公聴活動の一つとして行なっているもので、市内の電話番号簿から約140世帯を抽出し、一つの問題について公聴課から直接電話でアンケートに回答していただくものです。

抽出される世帯は毎回変えてあります。公聴活動はこの電話アンケートだけではなく、市長に手紙を出す運動、市民意識調査、各種相談などいろいろな方法で行ないますが、総合的なご意見を知る一つの手がかりとして電話アンケートを行ないます。もしこのアンケートの電話がありましたら、ご協力いただきますようお願いいたします。



児童のページ

【八尾の歴史】

れきし

——その5

●江戸時代（えどじだい）

豊臣秀頼（とよとみひでより）の玉祖神社（たまおやじんじや）の修築（しゅうちく）と共に、慶長（けいちょう）9年銘（めい）の石灯籠（いしとうろう）が今でも残っています。同12年（1607年）には、森本七郎兵衛（もりもとひさるうべい）ら17人衆（しゅう）は久宝寺（きゅうほうじ）を出て、八尾御坊（ごぼう）を中心とする八尾寺内町（やおじないちょう）をつくり、八尾市街の基（もと）をつくりました。

大阪夏の陣は、八尾若江合戦が最大の激戦地（げきせんち）となり、一帯は焦土（しょうど）となり、豪農（ごうのう）たちは、食料として麦（むぎ）を徳川方（とくがわがた）に供出しました。木村重成（きむらしげなり）の墓（はか）や藤堂家臣（とうどうかしん）71士の墓（はか）があります。

しかしその後の復興（ふっこう）目ざましく、徳川幕府（とくがわばくふ）は、大阪城を中心に、幕府の直轄地（ちやくかつち）、旗本（はたもと）の領地（りやうち）、淀藩（よどはん）を初め多くの大名（だいみょう）の小領地として細分支配（さいぶんしはい）の地とし、八尾、久宝寺の両寺内の特権（とくけん）もなくなってしまいました。

大和川（やまとがわ）の付け替（か）えにより、長瀬（ながせ）、玉串（たましく）の両川は井路川（いろがわ）となり、在郷船（ざいきやうせん）、剣先船（けんせんぶね）の運航（うんかう）による八尾浜、久宝寺角着場（ふなつきば）の荷物の集散（いちじる）しく、また河床地（かしやうち）の開発による木綿栽培（きわたさいばい）の発達、八尾組、久宝寺組、山の根組など河内木綿（かわちもめん）取り引きの中心となり、綿作に必要な肥料商は、表通りに軒（のき）をならべ河内の中心として栄えるようになりました。

●明治時代（めいじじだい）

明治維新（めいじいしん）と共に、ほとんどの地が上地となり、大阪府司農局（しのうきょく）の下におかれましたが、明治2年1月河内県役所が八尾御坊内に設けられました。同年8月堺県に編入（へんにゆう）され、13年には県下1区9郡制の下に、八尾郡役所がおかれ、翌年（よくねん）には大阪府の管下に入りました。29年には中河内郡となり、その郡役所がおかれました。（つづく）

わたしたちの学校——《竜華小学校の巻》



私たちの学校には、みどりや草花がとて多いです。校門のところ、中庭と、季節によって、私たちの目を楽しませてくれます。

また、うさぎ、あひるなどもいます。これは、さいばいクラブや、し育クラブの人たちのおかげです。

朝の集会は、先生がたにたよらず、児童会が中心となって、みんなでラジオ体操をしたり、歌ったりしてやります。

でも、その時、みんながよくしゃべります。それは明るく、楽しい学校生活を送っているともいえると思いますが、静かにする時はするという態度をつけなければならぬと、いつも週番の人が注意しています。

チャイムが鳴ると、いっせいに教室からとび出て、みんなが運動場で元気に遊びます。

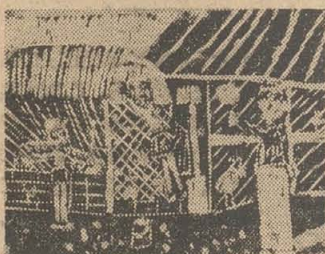
男子と女子が、仲よく遊ぶすがたも見られます。

6年 男



↑版画共同作品6年

↓学校の動物4年



原 爆 六年 男

人々の、うめき声
一瞬のうちに、10万の人々が死んだ。
母を、なくして泣いている子
子を、さがして歩く親
戦争が、どんなものか、今さら思い知った
家を焼き、人を焼き
広島を、焼きつくした原爆
日本で、初めてもちいられた原爆
この苦しみを、世界の人々は、知っているの
だろうか わけもなく殺し 勝利をにぎる
ぼくらは、原爆というものをなくそう
このひそかな原爆を
そしてこの世から完全にしようめつさせよう
あやまちを、おこさないために。
こんな親子を、つくりないうために
「戦争ハンター」と、
心の中で大きくさげんだ。

給食係 六年 女

わたしは、学校の給食係だ。
何でも、給食のことについては、
責任をもたなければならない。
給食を食べている時
やかましいからといって、
えらそうにいいはいけない。
なかなかきいてくれないからといって
はらをたてたようにいいはいけない。
そう思いながらも、
きついことばをいってしまうことがある。
このごろは、あまりいわなくなったが、
いつも、「きついことばはいけない。」
と、心の中で思っ
でるきついことばを
グツとのみこんでしまうのだ。

● 節分の日、 大正幼で 豆まき



節分の日、大正幼（香久山富造園長）では紙袋を利用して鬼面をつくり、運動場で豆まきをしました。

これは、工作の勉強も兼ね、鬼の悪さや恐しさをこどもに教えるために毎年行なっているもので、前日、全園児に紙袋を持ってこ

させ、それにつのや目、鼻をつくり、頭からかぶる面を半日がかりでつくりました。

この日、朝から各学級で年の数だけ豆を食べ、残り約20コを運動場に出て「鬼は外、福は内」と逃げまわる鬼にふんした級友に向かって豆をまきました。



● 八尾幼稚園が 小学校に 1日入学

入学シーズンをひかえて、八尾幼（辻昌一園長）の園児は入学予定先の八尾小に1日入学しました。

これは、4月に入学する園児が、少しでも小学校のふんい気に慣れるようにと毎年行なっているものです。

この日、園児 239名が1年先輩の小学1年生のクラスに分れて入学しましたが、教室の最後列に並んだ園児たちは、神秘的顔つきで先輩の勉強ぶりを見ていました。

一方、1年生たちも、園児にはずかしい姿を見せまいと一生けんめいでした。



やお市政だより

第426号

8

昭和46年2月20日

市の話題

●卒業記念に焼きがまの小屋づくり

卒業を前に、大正中（門野敬男校長）では卒業生150名が、美術の授業に役立ててもらおうと、焼きがまの小屋をつくりました。

この小屋は、校舎の南西のブロックべいぞいに建てられ、周囲はブロックでかこい、屋根はビニールトタンで、広さ6㎡、高さ2mのものです。

13日に火入れ式を行ない、手始めに3年生が自分たちのつくった作品を焼きましたが、みごとなできばえでみんな大喜びでした。

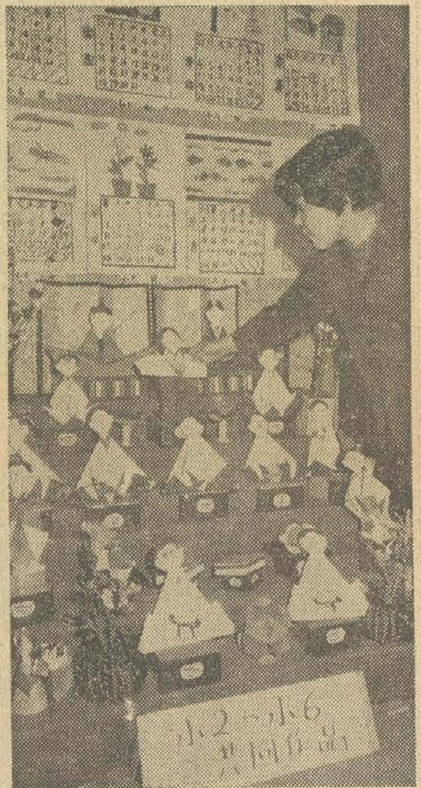


●市内小・中学校特殊学級生の作品展が開かれました

恒例の市内小・中学校特殊学級生の作品展が4、5両日教育センターで開かれました。

これは、心身障害児や特殊学級の活動を社会の人によく知ってもらい、誤った考え方や差別につながる考え方をのぞいてもらうために毎年行なっている発表会です。

出品は、150点で、習字、編み物、焼き物など豊富で内容も充実したものになり、竹瀬小の2年～6年の18名によるヒナ壇は、訪れる人の目を奪っていました。



●志紀中で一般並の選挙が行なわれました

4月の統一地方選挙を前に、志紀中（斧田誠司校長）では、一般並みの選挙の形をとり生徒会の役員改選を行ないました。

この期間中、校舎のいたるところにポスターがはられ、各候補者は自製のタスキをかけて「清き一票を」と売り込みに大わらわでした。

生徒会役員は、会長1名、副会長1名など定員6名。例年なら30名程度が立候補していますが、今回は学級公認の形をとったため候補者は15名に減りました。



●脇田ハツさんが市に1千万円を寄付しました

今月2日、久宝寺6丁目に住む故前八尾市長脇田幾松氏の妻ハツさん（82才）が市役所を訪れ、市に1千万円を寄付しました。

これは、昭和43年2月に亡くなった脇田前市長の遺志により、命日の2日寄付したものです。

ハツさんは「主人の遺志により、老人いこいの家建設資金として役立ててください」と大橋市長に手渡しました。



しあわせを築く道

■法による不当な差別「狭山差別裁判」

部落解放同盟中央本部の「狭山差別裁判糾弾要綱」には、法による不当な差別について述べられています。その内容をまとめてみると、以下のごとくとなります。

昭和38年5月に埼玉県狭山市において、女子高校生田中善枝さんが誘拐され、殺されるという事件が起こりました。この事件発生の2カ月前においては、東京で吉展ちゃん誘拐事件が起こり、身代金を取りに来た犯人の逮捕に警察が失敗し、殺されたばかりのことでした。狭山事件でも身代金を取りに来た犯人を40人もの警官が囲みながら、取り逃がしたのです。

そのような、たび重なる警察のミスに対して、「警察は何をやっているのだ。」という世論の非難が、集中しました。それに対して、警察は「犯人は部落にいる。」というデマを流し、狭山市内の2つの未解放部落に集中的に見込み捜査を行ない、世論の非難を部落にむけさせたのです。

そして、遂に部落の一青年である石川一雄君を別件逮捕したのです。

部落差別によって、小学校2年生までの教育しかうけられなかった石川一雄君は、字も満足にかけないし、法律的知識もありませんでした。保釈直後の再逮捕、接見制限、髪をひっぱるなどの拷問、さらに「別件が9件もあるのだから、殺したと認めても同じことだ。話してく



同和問題入門——④

れたら必ず10年を出してやる。警官は嘘をついたらクビになるのだから、これは本当だ。」という言葉は、石川君を自由させるにいたるのです。

こういった警察、検事当局の違法な差別的なやり方に対し、国民の間に存在している、「部落民ならやりかねない。」という偏見ゆえに、疑問もいじかれず、弁護人の証人尋問も満足にさせぬという、わずか6カ月のスピード裁判で、死刑の判決が出されたのです。

自由以外の有力な証拠として、1審判決が最も重視した善枝さんの万年筆、時計、かばんなどについても、捜査当局の証拠物工作の疑いが強いのです。

このような差別裁判は、私たち国民に対する挑戦といえましょう。第1審の判決文には、家庭環境が悪いから犯罪をおかしかねないだろうといった偏見が、露骨に記されているのです。

法を守るべき裁判所が、差別と偏見にもとづいて裁いているのです。

このこと以外にも、映画「真昼の暗黒」でも明らかにように八海事件において、無実の人が罪におとし入れられようとしたことに対して、国民の力によって「無罪」の判決をかちとったという事実があります。また、松川事件においてももちろんです。八尾市民のみなさん、法を正しく実施させるのは私たちの力なのです。

「狭山差別裁判」の真相を究明し、とりくみ、真の公正な民主主義社会をつくらうではありませんか。